

松本市民プール・松本市民変形プール・松本市沢村市民プール
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市民プール・松本市民変形プール・松本市沢村市民プールの
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市民プール・松本市民変形プール・松本市沢村市民プールの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和 2年11月16日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 山 本 綾 子

1 施設の名称

松本市民プール、松本市民変形プール、松本市沢村市民プール

2 主な募集条件

(1) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 管理経費

委託料方式

指定期間中の委託料上限額 158,000千円

(3) 管理運営方針

ア スポーツ振興と心身の健全な発達と健康増進を図ることを目的として、管理運営を行うこと。

イ 市民の健康の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利に、あるいは不利になる運営を行わないこと。

ウ 施設の設置目的を最大限に発揮することを目指し、適切な管理運営に努めること。

エ 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減等の効率的な管理運営に努めること。

オ 利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

カ 利用者の安全確保を第一とし、利用者が快適に利用できるよう、各種設備の適切な保守点検を行い、適正な維持管理に努めること。

キ 施設の円滑な運営はもちろんのこと、緑地、駐車場等についても、常に環境美化に努めること。

ク 利用者、地域住民等と良好な関係を維持すること。

ケ 個人情報の保護について、十分配慮すること。

(4) 特記事項

ア 松本市民プール、松本市民変形プール及び松本市沢村市民プールを一体的に管理すること。

イ 現在、当該3施設の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性などを図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

3 募集の主な経過

- | | | | |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和2年 | 7月 | 1日 |
| (2) 説明会 | 令和2年 | 7月 | 15日 |
| (3) 質問受付 | 令和2年 | 7月16日～ | 7月22日 |
| (4) 質問回答 | 令和2年 | 7月 | 31日 |
| (5) 申請書類提出締切 | 令和2年 | 8月 | 19日 |

4 指定管理者応募団体名

スポーツプラザ報徳グループ

代 表 者 株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 安藤 博二

所 在 地 神奈川県小田原市堀之内458番地
共同体構成団体 株式会社スポーツプラザ報徳

ROYAL HOUTOKU株式会社

従 業 員 数 552人（共同体合計人数）

資 本 金 110,000千円（共同体合計）

主たる業務 水泳・ダイビング・柔剣道・スキー・体操教室及びスポーツクラブ経営並びに管理運営、建築工事・土木工事・管工事の企画・設計・施工・監理、スポーツに関する興業の企画・実施、屋内外プール・スポーツ施設の設計施工及び管理運営並びに清掃業務、スポーツインストラクターの養成並びに派遣、スポーツ用品用具・遊具の販売、プール・海水浴場の監視業務、飲食店の経営、保育所の経営並びに運営

5 選定審議の内容

(1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和2年10月29日（木）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の文化スポーツ部長同席の下、スポーツ推進課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

ウ 一次評価

申請書類、スポーツ推進課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

6 選定結果

指定管理者候補者 スポーツプラザ報徳グループ

7 選定結果の概要

応募団体名		スポーツプラザ報徳グループ	
区分		配点等	
一次評価		100	65.80
大項目	適性	適/否	適
	団体の管理能力	30	15.20
	施設の運営	35	18.10
	経済性	35	32.50
二次評価		16 (2点×8人)	8.10
合計		116	73.90

※ 施設分類・・・【A a】施設管理型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

8 審議講評及び付帯意見

スポーツプラザ報徳グループは、現在の指定管理者である株式会社スポーツプラザ報徳が構成団体の代表であり、その管理実績に基づくノウハウや全国各地での関連業務等の実績を生かした提案がされました。

監視体制の充実を図るため、繁忙期には、仕様書に示した配置基準に加え、フリーの監視員を配置し、パトロールによる監視を多く実施するなど、利用者に安全と安心を提供する積極的な取組みが評価されました。また、利用者からの意見・要望は、施設の質を向上させるために必要不可欠と捉え、各施設への投書箱設置や新たにホームページ、SNS等で意見等を募集するなど、指定管理業務に対する真摯な姿勢が評価されました。さらに、様々な媒体を活用した積極的な広報活動により、新規利用者獲得及びリピーターの確保を目指す取組みや、水泳用品の無料貸出しや水着脱水機設置により利用者の負担軽減に努めるなど、当該施設の利用率向上に期待できることが評価されました。

審議の結果、スポーツプラザ報徳グループを指定管理者候補者として選定しました。

以上

(別紙 1)

(松本市民プール、松本市民変形プール、松本市沢村市民プール)
指定管理者選定審査基準

施設分類
[Aa]施設管理型×稼働率重視

I 一次評価(書類審査)

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書	中項目	大項目
				配点等	配点等	配点	配点
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否		
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否		
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否		
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否		
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否		
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否		
基 本 的 事 項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1			
			管理運営	管理運営方針			
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2					
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6		
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3			
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1		
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2		
		17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか		2	4		
	経理及び事務処理等	18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか		1			
		19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか		1			
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		4	4		
	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	3	16	
		業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4	11		
			23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4			
			24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3			
	地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2			
	利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3	14	
		利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3		
		障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2		
苦情・要望への対応		29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3			
セルフモニタリング		30 セルフモニタリングの具体的な方法を定めているか	3	3			
環境対策	環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1		
		32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	1	2	2		
		33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	1				
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2		
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	35 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	35	35	35
		事業計画書及び収支予算書	36 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2			
		提案価格	37 配点×(最低提案価格/当該提案価格)	30			
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100

II 二次評価(プレゼンテーション及び質疑応答評価)

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

(松本市民プール、松本市民変形プール、松本市沢村市民プール)
団体の審査評価総括表

区 分		配点	スポーツプラザ報徳グループ
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	65.80
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8名)	8.10
合 計		116	73.90
提案価格を除く点数(x)>失格判定(28.0/70点)		x>28.0	35.80

<一次評価:基本的事項の内訳>

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	スポーツプラザ報徳グループ
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	2.20
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.40
	管理運営	管理運営方針	5	2.50
		組織・体制	6	3.60
		働き方改革の推進	1	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	4	2.00
		安全管理	4	2.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50
		業務内容	11	5.50
		地域との連携	2	1.00
	利用者への対応	利用促進	3	1.50
		利用者サービス向上	3	1.50
		障害者等への配慮	2	1.00
		苦情・要望への対応	3	2.10
	セルフモニタリング	3	1.50	
	環境対策	環境への配慮	1	0.50
	自主事業	自主事業計画	2	1.00
特記事項	特記事項への対応	2	1.00	
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	30	30.00
基本的事項合計			100	65.80
提案価格 (5年間総額:円)				157,504,192

<二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳>

評価項目	配点	スポーツプラザ報徳グループ
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	2.10
施設の有効活用に相違工夫が認められるか	4	2.00
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	2.30
質疑応答での回答は明確であったか	4	1.70
プレゼンテーション等評価合計	16	8.10

松本市野球場

指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市野球場の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市野球場の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和 2年11月16日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 山 本 綾 子

1 施設の名称

松本市野球場

2 主な募集条件

(1) 指定期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

(2) 管理経費

委託料方式

指定期間中の委託料上限額 94,760千円

(3) 管理運営方針

ア スポーツ振興と心身の健全な発達と健康増進を図ることを目的として、管理運営を行うこと。

イ 市民の健康の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分に認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利に、あるいは不利になる運営を行わないこと。

ウ 施設の設置目的を最大限に発揮することを目指し、適切な管理運営に努めること。

エ 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減等の効率的な管理運営に努めること。

オ 利用者等の意見・要望を管理運営に反映させること。

カ 利用者の安全確保を第一とし、利用者が快適に利用できるよう、各種設備の適切な保守点検を行い、適正な維持管理に努めること。

キ 利用者、地域住民等と良好な関係を維持すること。

ク 個人情報の保護について、十分配慮すること。

ケ 施設の円滑な運営はもちろんのこと、緑地、駐車場等についても、常に環境美化に努めること。

(4) 特記事項

本施設のほか、付帯施設・設備及び備品等を一体的に管理すること。

3 募集の主な経過

- | | | | |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和2年 | 7月 | 1日 |
| (2) 説明会 | 令和2年 | 7月 | 15日 |
| (3) 質問受付 | 令和2年 | 7月16日～ | 7月22日 |
| (4) 質問回答 | 令和2年 | 7月 | 31日 |
| (5) 申請書類提出締切 | 令和2年 | 8月 | 19日 |

4 指定管理者応募団体名

信州グリーン・シミズオクトグループ

代 表 者 株式会社信州グリーン
代表取締役 藤原 繁幸

所 在 地 松本市大字島内1259番地137

共同体構成団体 株式会社信州グリーン
株式会社シミズオクト

従 業 員 数 1,352人(共同体合計人数)

資 本 金 450,000千円(共同体合計)

主たる業務 総合建設業、造園土工工事一式、植物の維持管理、スポーツグラウンドの設計・施工・管理、施設サービス(清掃・設備保守管理・廃棄物収集管理、常駐警備)、セキュリティサービス、イベント企画制作・会場設営、指定管理業務

5 選定審議の内容

(1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和2年10月29日(木)【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員(五十音順)

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の文化スポーツ部長同席の下、スポーツ推進課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準(別紙1)に基づく一次評価

イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

ウ 一次評価

申請書類、スポーツ推進課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領(別紙2)に基づき行いました。

6 選定結果

指定管理者候補者 信州グリーン・シミズオクトグループ

7 選定結果の概要

応募団体名		信州グリーン・シミズオクト グループ	
区分	配点等		
一次評価		100	66.20
大項目	適性	適/否	適
	団体の管理能力	30	15.00
	施設の運営	35	18.70
	経済性	35	32.50
二次評価		16 (2点×8人)	7.70
合計		116	73.90

※ 施設分類・・・【A a】施設管理型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

8 審議講評及び付帯意見

信州グリーン・シミズオクトグループは、令和元年度までの松本市野球場の指定管理者として、その管理実績に基づくノウハウを生かした提案がされました。

当該施設の管理で最も重要な芝生管理に豊かな経験と実績があり、大規模改修工事に伴い、全面張替えとなる外野及び外野席の天然芝について、専門的な見識により年間作業計画を明確に立てているなど、最大限の注意を払い維持管理に当たる姿勢が評価されました。また、地元野球関係者や地域大学との連携し「遊ボール松本プロジェクト」を立ち上げ、市内保育園児等を対象にボール感覚を養う野球教室を開催するなど、地域の子供の健全な成長に寄与する取組みが評価されました。加えて、芝生を活用したイベントや、会議室を活用した健康教室など、利用者の増加につながる魅力的な自主事業の展開も評価されました。

審議の結果、信州グリーン・シミズオクトグループを指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な対策を十分に講じ、利用者の安心と安全確保に努められたい。
- ・ 天然芝の張替えや雨漏り、トイレ改修等の大規模改修工事後の施設管理であることから、丁寧なグラウンド整備、芝生管理及び設備管理に努められたい。

以上

(別紙 1)

(松本市野球場)
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Aa】施設管理型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点		
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
基本的事項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
			管理運営	管理運営方針				11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2							
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6				
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3					
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1				
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2				
		経理及び事務処理等		17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2	6			
	18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか			2					
	19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか			2					
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		2	2				
	施設の運営	施設の運営		管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3		3	14
				業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	3		9	
					23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	3			
					24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3			
		地域との連携		25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2			
		利用者への対応		利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3		3	13
				利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3		3	
			障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2			
29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか				3	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的方法を定めているか	2	2				
			環境対策	環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1	
自主事業		自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	1	2	2			
			33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	1					
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2				
天然芝管理	天然芝管理計画	35 天然芝グラウンドの適正な管理を行うことができるか	3	3	3				
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	36 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	35	35	35		
		事業計画書及び収支予算書	37 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2					
		提案価格	38 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	30					
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

(松本市野球場)
団体の審査評価総括表

区 分		配点	信州グリーン・シミズオクトグループ
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	66.20
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8名)	7.70
合 計		116	73.90
提案価格を除く点数(x) > 失格判定(28.0/70点)		x > 28.0	36.20

<一次評価:基本的事項の内訳>

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	信州グリーン・シミズオクトグループ
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	3.00
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.00
	管理運営	管理運営方針	5	2.50
		組織・体制	6	3.00
		働き方改革の推進	1	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	6	3.00
		安全管理	2	1.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50
		業務内容	9	4.50
		地域との連携	2	1.40
	利用者への対応	利用促進	3	2.10
		利用者サービス向上	3	1.50
		障害者等への配慮	2	1.00
		苦情・要望への対応	3	1.50
		セルフモニタリング	2	1.00
	環境対策	環境への配慮	1	0.50
	自主事業	自主事業計画	2	1.20
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00
	天然芝管理	天然芝管理計画	3	1.50
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	30	30.00
基本的事項合計			100	66.20
提案価格 (2年間総額:円)				94,000,000

<二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳>

評価項目	配点	信州グリーン・シミズオクトグループ
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	2.00
施設の有効活用に相違工夫が認められるか	4	1.90
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	2.20
質疑応答での回答は明確であったか	4	1.60
プレゼンテーション等評価合計	16	7.70

松本市総合社会福祉センター
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市総合社会福祉センターの
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市総合社会福祉センターの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和2年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市総合社会福祉センター

2 主な募集条件

(1) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 管理経費

委託料方式

指定期間中の委託料上限額 251,250千円

(3) 管理運営方針

ア 市民福祉の増進を図るため、障害者、高齢者、児童をはじめ、全ての市民が楽しく利用できる総合的な福祉サービスの拠点とすることを目的として、管理運営を行うこと。

イ 市民の福祉の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分に認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利に、あるいは不利になる運営を行わないこと。

ウ 施設の設置目的を最大限に発揮することを目指し、適切な管理運営に努めること。

エ 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減等の効率的な管理運営に努めること。

オ 利用者等の意見・要望を管理運営に反映させること。

カ 利用者が快適に利用できるよう、各種設備の適切な保守点検を行い、適正な維持管理に努めること。

キ 施設の円滑な運営はもちろんのこと、駐車場等についても、常に環境美化（除草、清掃、樹木管理を含む）に努めること。

ク 利用者、地域住民等と良好な関係を維持すること。

(4) 特記事項

ア 施設を利用する福祉団体や、施設内にある福祉施設の指定管理者、業務委託業者と施設利用にあたり調整を図り、良好な関係を維持しながら一体的な管理を進める中で、利用者の利便性や施設の有効活用を図ること。

イ 現在、松本市総合社会福祉センターの管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

3 募集の主な経過

- | | | | |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和2年 | 7月 | 1日 |
| (2) 説明会 | 令和2年 | 7月 | 14日 |
| (3) 質問受付 | 令和2年 | 7月15日～ | 7月21日 |
| (4) 質問回答 | 令和2年 | 7月 | 31日 |
| (5) 申請書類提出締切 | 令和2年 | 8月 | 19日 |

4 指定管理者応募団体名

社会福祉法人松本市社会福祉協議会（以下「松本市社会福祉協議会」という。）

代表者名	会長 渡辺 聡
所在地	松本市双葉4番16号
設立年	昭和27年
従業員数	464人
基本財産	9,000千円
主たる業務	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、共同募金事業への協力、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、障害児通所支援事業の経営、社会就労センターの経営、くらしの資金貸付事業、成年後見支援センター事業、自立相談支援事業、地域支援事業等

5 選定審議の内容

(1) 選定審議会の開催

ア 開催日

令和2年10月12日（月）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の健康福祉部長同席の下、福祉計画課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

ウ 一次評価

申請書類、福祉計画課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

6 選定結果

指定管理者候補者 松本市社会福祉協議会

7 選定結果の概要

応募団体名		松本市社会福祉協議会	
区分	配点等		
一次評価		100	62.20
大項目	適正	適/否	適
	団体の管理能力	30	14.60
	施設の運営	45	25.10
	経済性	25	22.50
二次評価		16 (2点×8人)	7.80
合計		116	70.00

※ 施設分類・・・【A b】施設管理型×安定サービス重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

8 審議講評及び付帯意見

松本市社会福祉協議会は、松本市総合社会福祉センターの現在の指定管理者として、その管理実績に基づくノウハウを生かした提案がされました。

貸館サービスの提供に留まらず、地域福祉活動を通してこれまで培ってきた豊富な実績と信頼を生かし、利用者が安心して気軽に利用できる施設を目指すとともに、利用者アンケートを基に、担当課との連絡を密にし、利用者の立場に立った運営に努める姿勢が評価されました。また、災害時等に障害者や高齢者等の災害弱者に配慮した消防計画が策定されていることや、避難誘導體制が整備されていること、当該施設内の利用団体等との連携により合同避難訓練が実施されていることなど、安全管理への取組みが評価されました。加えて、自主事業で行う「ふれあい祭り」を通して、当該施設内の福祉団体等や地域住民、児童、障害者、高齢者等とのふれあい・交流の場を提供している取組みも評価されました。

審議の結果、松本市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 財務体質の健全化を図り、収支のバランスを改善されたい。

以上

(別紙 1)

(松本市総合社会福祉センター)
指定管理者選定審査基準

施設分類
[Ab]施設管理型×安定サービス重視

I 一次評価 (書類審査)

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点	
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否	
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否			
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否			
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否			
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否			
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否			
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否			
基本的事項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30	
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1				
			管理運営	管理運営方針				11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2						
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6			
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3				
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1			
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2			
		経理及び事務処理等		17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2	6		
	18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか			2				
	19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか			2				
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		2	2			
	施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	3		16
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4	11		
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4			
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3			
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2			
		利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3		
			障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2		
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3			
セルフモニタリング		30 セルフモニタリングの具体的方法を定めているか	3	3				
環境対策		環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1		
自主事業		自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	2	4	4		
	33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか		2					
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2			
施設の運営	利用福祉団体、入居福祉施設の管理者との連携	35 施設を利用する福祉団体や、施設内にある福祉施設の指定管理者、業務委託者との連携により、利用者の利便性や施設の有効活用が図れるような提案がされているか	8	8	8			
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	36 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	25	25	25	
		事業計画書及び収支予算書	37 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2				
		提案価格	38 配点×(最低提案価格/当該提案価格)	20				
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100	

II 二次評価 (プレゼンテーション及び質疑応答評価)

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

(松本市総合社会福祉センター)
団体の審査評価総括表

区 分		配点	松本市社会福祉協議会
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	62.20
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8名)	7.80
合 計		116	70.00
提案価格を除く点数(x)>失格判定(32.0/80点)		x>32.0	42.20

<一次評価:基本的事項の内訳>

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	松本市社会福祉協議会
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	2.20
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.00
	管理運営	管理運営方針	5	2.90
		組織・体制	6	3.00
		働き方改革の推進	1	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	6	3.00
		安全管理	2	1.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	2.10
		業務内容	11	5.50
		地域との連携	2	1.00
	利用者への対応	利用促進	3	1.50
		利用者サービス向上	3	1.50
		障害者等への配慮	2	1.40
		苦情・要望への対応	3	1.50
		セルフモニタリング	3	1.50
	環境対策	環境への配慮	1	0.50
	自主事業	自主事業計画	4	2.00
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00
施設の運営	利用福祉団体、入居福祉施設の管理者との連携	8	5.60	
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	20	20.00
基本的事項合計			100	62.20
提案価格 (5年間総額:円)				250,892,000

<二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳>

評価項目	配点	松本市社会福祉協議会
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	2.00
施設の有効活用に相違工夫が認められるか	4	1.90
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	1.90
質疑応答での回答は明確であったか	4	2.00
プレゼンテーション等評価合計	16	7.80

松本市美鈴湖もりの国
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市美鈴湖もりの国の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市美鈴湖もりの国の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和 2年11月16日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 山 本 綾 子

1 施設の名称

松本市美鈴湖もりの国

2 主な募集条件

(1) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 管理経費

利用料金制委託料併用方式

指定期間中の委託料上限額 18,300千円

(3) 管理運営方針

ア 森林における野外レクリエーション活動の促進及び市民の福祉の増進を目的として、管理運営を行うこと。

イ 公の施設としての役割を十分に認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利に、あるいは不利になる運営を行わないこと。

ウ 施設の設置目的を最大限に発揮することを目指し、適切な管理運営に努めること。

エ 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減等の効率的な管理運営に反映させること。

オ 利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

カ 利用者が快適に利用できるよう、各種設備の適切な保守点検を行い、適正な維持管理に努めること。

キ 利用者、地域住民等と良好な関係を維持すること。

(4) 特記事項

現在、松本市美鈴湖もりの国の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性などを図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

3 募集の主な経過

募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 令和2年 7月 1日

説明会 令和2年 7月14日

質問受付 令和2年 7月15日～ 7月22日

質問回答 令和2年 7月31日

申請書類提出締切 令和2年 8月19日

4 指定管理者応募団体名

株式会社柳沢林業（以下「柳沢林業」という。）

代表者名 代表取締役 原 薫

所在地 松本市大字水汲1077番地4

設立年 平成24年

従業員数 23人

資本金 7,000千円

主たる業務 林業及び山林管理業務の受託・請負、山林の植林・管理及び樹木の伐採販売、薪等の製造・販売、木材・木工品及び製材加工品等の製造・加工・販売、山林管理・里山整備等に関する教育普及事業、農業及び農産品の販売

5 選定審議の内容

(1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和2年10月12日（月）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、
高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の農林部長同席の下、耕地林務課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

ウ 一次評価

申請書類、耕地林務課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

6 選定結果

指定管理者候補者 柳沢林業

7 選定結果の概要

応募団体名		柳沢林業	
区分	配点等		
一次評価		100	66.80
大項目	適性	適/否	適
	団体の管理能力	30	15.80
	施設の運営	45	27.90
	経済性	25	23.10
二次評価		16 (2点×8人)	8.15
合計		116	74.95

※ 施設分類・・・【A b】施設管理型×安定サービス重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

8 審議講評

柳沢林業は、「山と人とが生かし生かされる、豊かな暮らしを創造する」という会社の理念を、当該施設の管理運営に生かせるとして提案がされました。

長年養ってきた地域との繋がりを生かし、地元観光業者等と連携を図り、地域活性化を目指す姿勢や、隣接の教育機関からの体験学習・インターンシップ受入れ等を通じた地域貢献に資する積極的な提案が評価されました。また、SNSを始めとした様々な広報活動や新たな客層の獲得を見据え、流行しているソロキャンパー等のインフルエンサーの誘致、多言語対応案内ガイド・翻訳アプリ導入等による利用率向上を目指す提案が評価されました。加えて、本業を生かし当該施設等の森林整備で採れた資源を、加工品や薪等として販売したり、動物とのふれあいイベントを実施したりするなど、利用者ニーズを踏まえた創意工夫あふれる自主事業の展開も評価されました。

審議の結果、柳沢林業を指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な対策を十分に講じ、利用者の安心と安全確保に努められたい。

以 上

**松本市いがやレクリエーションランド
指定管理者候補者選定審議結果報告書**

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市いがやレクリエーションランドの
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市いがやレクリエーションランドの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ2団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和2年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市いがやレクリエーションランド

2 主な募集条件

(1) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 管理経費

利用料金委託料併用方式

指定期間中の委託料上限額 57,700千円

(3) 管理運営方針

ア いがやレクリエーションランド条例並びに施行規則等に基づく管理運営を行うこと。

イ 市民等の余暇の活用と福祉の増進を図ることを目的として、管理運営を行うこと。

ウ 公の施設としての役割を十分に認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利に、あるいは不利になる運営を行わないこと。

エ 多様化する住民、顧客ニーズに効果的・効率的に対応し、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供、利用者へのサービスの向上を行いながら、収支の均衡がとれた管理運営を行うこと。

オ 利用者、地域住民及び観光団体等と良好な関係維持を図ること。

(4) 特記事項

現在、松本市いがやレクリエーションランドの管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、地域活性化のため地元雇用、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

3 募集の主な経過

- | | | | |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和2年 | 7月 | 1日 |
| (2) 説明会 | 令和2年 | 7月 | 27日 |
| (3) 質問受付 | 令和2年 | 7月15日～ | 7月29日 |
| (4) 質問回答 | 令和2年 | 8月 | 7日 |
| (5) 申請書類提出締切 | 令和2年 | 8月 | 19日 |

4 指定管理者応募団体名

(1) 共同体乗鞍時間

代表者 一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム
代表理事 宮崎 浩明

所在地 松本市安曇4238番地1

共同体構成団体 一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム
株式会社ノーススター
合同会社リトルピークス

従業員数 22人

資本金 5,500千円（共同体合計）

主たる業務 指定管理事業

(2) 株式会社Blue Resort乗鞍（以下「Blue Resort乗鞍」という。）

代表者名 代表取締役 原田 秀雄
所在地 松本市安曇4294番地3
設立年 平成23年
従業員数 38人
資本金 10,000千円
主たる業務 松本市乗鞍観光センターの管理運営、松本市乗鞍高原湯けむり館の管理運営、Mt. 乗鞍スノーリゾートの管理運営

5 選定審議の内容

(1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和2年10月22日（木）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の商工観光部長同席の下、山岳観光課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

ウ 一次評価

申請書類、山岳観光課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、団体ごとに総合評価を行い、最高得点団体を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

6 選定結果

指定管理者候補者 共同体乗鞍時間

7 選定結果の概要

応募団体名		配点等	共同体乗鞍時間	Blue Resort 乗鞍
区分				
一次評価		100	53.88	51.30
大項目	適性	適/否	適	適
	団体の管理能力	30	15.60	12.10
	施設の運営	55	29.90	27.30
	経済性	15	8.38	11.90
二次評価		16 (2点×8人)	8.10	5.80
合計		116	61.98	57.10
順位			1	2

※ 施設分類・・・【B b】事業実施型×安定サービス重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

8 審議講評

共同体乗鞍時間は、松本市いがやレクリエーションランドの現在の指定管理者として、その管理実績に基づくノウハウを生かした提案がされました。

共同体を構成する各社の専門性を結集・連携することで、サポート・バックアップ体制が強化されるとともに、経費削減の効果が期待できることが評価されました。また、安全対策のマニュアルを独自に整備し、さらに、救命・消火・救出訓練が計画されているなど、安全管理への熱心な取組みが評価されました。加えて、最近のアウトドアをはじめとした利用者ニーズを的確に捉えた様々な自主事業の展開や、修学旅行等の団体の受け入れなど、乗鞍地区の活性化や集客につながる取組みも評価され、採点の結果、申請団体中最高得点となりました。

Blue Resort乗鞍は、現在、乗鞍地域において指定管理の受託を含め、複数の施設を運営していることから、年間を通じた乗鞍高原全体の活性化を目指した提案がされました。

指定管理施設が連携し、迅速なサポート・バックアップ体制の構築が期待できることや、経済性等が評価されましたが、直近3年間の団体の財務状況から経営の安定性を欠いていると懸念が示されたこと等から、採点の結果、申請団体中第2位の得点となりました。

審議の結果、共同体乗鞍時間を指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 委託業務を含め、従業員配置体制等を再確認し、安全管理の徹底に努められたい。

以上

(別紙 1)

(松本市いがやレクリエーションランド)
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Bb】事業実施型×安定サービス重視

I 一次評価 (書類審査)

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点		
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
基本的事項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
			管理運営	管理運営方針				11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2							
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6				
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3					
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1	22			
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2				
	経理及び事務処理等	17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか		2	6				
		18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか		2					
		19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか		2					
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		2	2				
	施設の運営	施設の運営		管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか			3	3
				業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	5		14	
					23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	5			
					24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	4			
		地域との連携		25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2			
		利用者への対応		利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	5		5	18
				利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	5		5	
			障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2			
29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか				3	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的方法を定めているか	3	3				
	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか		1	1	1				
環境対策	環境への配慮	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	3	5	5				
	33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	2							
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2				
観光振興	観光事業の振興	35 乗鞍地区の活性化を図り賑わい創出や集客の向上に繋がる仕組みが講じられているか	10	10	10				
		経済性	経費節減・業務効率化	35 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	15	15		
			事業計画書及び収支予算書	36 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2				
提案価格	37 配点×(最低提案価格/当該提案価格)	10							
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価 (プレゼンテーション及び質疑応答評価)

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

(松本市いがやレクリエーションランド)
団体の審査評価総括表

区 分		配点	共同体乗鞍時間	Blue Resort乗鞍
一次評価	適性	適/否	適	適
	基本的事項	100	53.88	51.30
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8人)	8.10	5.80
合 計		116	61.98	57.10
提案価格を除く点数(x)>失格判定(36.0/90点)		x>36.0	48.00	41.30

<基本的事項の内訳>

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	共同体乗鞍時間	Blue Resort乗鞍
団体の 管理 能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	3.20	0.70
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.40	1.40
	管理運営	管理運営方針	5	2.50	2.50
		組織・体制	6	3.00	2.40
		働き方改革の推進	1	0.50	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00	1.00
		経理及び事務処理等	6	2.60	2.60
		安全管理	2	1.40	1.00
施設 の 運 営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50	1.50
		業務内容	14	7.00	7.00
		地域との連携	2	1.00	1.00
	利用者への 対応	利用促進	5	2.50	2.50
		利用者サービス向上	5	2.50	2.50
		障害者等への配慮	2	1.00	1.00
		苦情・要望への対応	3	1.50	1.50
		セルフモニタリング	3	1.50	1.50
	環境対策	環境への配慮	1	0.30	0.30
	自主事業	自主事業計画	5	3.10	2.50
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00	1.00
	観光振興	観光事業の振興	10	7.00	5.00
経 済 性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50	0.90
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00	1.00
		提案価格	10	5.88	10.00
基本的事項合計			100	53.88	51.30
提案価格 (5年間総額:円)				57,700,000	33,900,000

<二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳>

評価項目	配点	共同体乗鞍時間	Blue Resort乗鞍
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	1.90	0.90
施設の有効活用に相違工夫が認められるか	4	2.10	1.70
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	2.20	1.70
質疑応答での回答は明確であったか	4	1.90	1.50
プレゼンテーション等評価合計	16	8.10	5.80

特命指定施設

(松本市大原クラインガルテン、松本市神谷クラインガルテン、松本市入山クラインガルテン、
松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」)

指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン、松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン、松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和2年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン、松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン

申請団体 ながわ楽農倶楽部管理組合
 組合長 忠地 祐一
所在地 松本市奈川 2 2 1 3 番地 2 9
設立年 平成 2 9 年
従業員数 2 6 人
主たる業務 滞在型体験農園施設の管理運営・経理

(2) 松本市波田農産物加工販売施設

申請団体 波田みはらし味の会
 会長 太田 ひさ子
所在地 松本市波田 8 5 0 1 番地 1
設立年 平成 9 年
従業員数 3 3 人
主たる業務 農産物の加工・販売

(3) 松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

申請団体 社会福祉法人松本市社会福祉協議会
 会長 渡辺 聡
所在地 松本市双葉 4 番 1 6 号
設立年 昭和 2 7 年
従業員数 4 6 4 人
主たる業務 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、共同募金事業への協力、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、障害児通所支援事業の経営、児童福祉施設及び老人福祉センターの経営、成年後見支援センター事業、自立支援事業、地域支援事業

4 選定審議の内容

(1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和2年10月12日(月) 【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員(五十音順)

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

6 選定に当たっての委員の意見

(1) 松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン

冬期閉鎖期間における施設管理体制等について、3施設とも十分な管理がされるよう配慮されたい。

(2) 松本市波田農産物加工販売施設

業務従事者の労働環境に万全を期すとともに、不測の事態に備える体制整備に努められたい。

(3) 松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

ア 財務体質の健全化を図り、収支のバランスを改善されたい。

イ 終日勤務できる小児看護に精通した正規看護師の確保等、職員体制の充実に努められたい。

以上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン	ながわ楽農倶楽部管理組合	<p>地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため。</p> <p>※当該施設は、滞在型農園として地元住民の利用者への農業指導、地域行事への参加を通じて交流を深めるなど、地域住民と結びつきが強い施設であること。</p> <p>※申請団体は、農業振興・観光事業で地域の活性化の一翼を担っており、地域の活性化に貢献している。</p> <p>※また、活発な地域交流活動により地域づくりに貢献している。</p>	R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)
松本市波田農産物加工販売施設	波田みはらし味の会	<p>地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため。</p> <p>※当該施設は、農産物の消費拡大と特産品化を推進することを目的とした施設であること。</p> <p>※申請団体は、当該施設の設置目的を達成するために設立した団体であり、健全なる経営手腕とサービス精神で、地域の特質を用いて地域食材の加工販売を行い、食品商業の発展及び地域農業の活性化に寄与している。</p>	R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」	社会福祉法人松本市社会福祉協議会	<p>管理運営にあたり、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的な専門知識の蓄積及び継続性が求められるため。</p> <p>※当該施設は、障害児福祉施設の特性から、利用者のニーズとして継続性や安定性が求められている。</p> <p>※申請団体は、これらにことに応えることができる、高度な専門的な知識の蓄積がある。</p>	R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)

特命指定施設
(松本市白骨温泉公共野天風呂、松本市波田特産品直売所)

指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市白骨温泉公共野天風呂、松本市波田特産品直売所）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市白骨温泉公共野天風呂、松本市波田特産品直売所について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和2年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

- 1 施設の名称
松本市白骨温泉公共野天風呂、松本市波田特産品直売所
- 2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間
別表のとおり
- 3 各施設における申請団体の概要
 - (1) 松本市白骨温泉公共野天風呂
申請団体 白骨温泉公共野天風呂湯守の会
会長 玉城 康輔
所在地 松本市波田1432番地1
設立年 平成31年
従業員数 3人
主たる業務 松本市白骨温泉公共野天風呂管理業務
 - (2) 松本市波田特産品直売所
申請団体 松本市波田商工会
会長 木藤 利光
所在地 松本市波田10098番地
設立年 昭和36年
従業員数 9人
主たる業務 地域商工業の指導育成事業並びに地域の総合振興事業
- 4 選定審議の内容
 - (1) 選定審議会の開催
ア 開催日 令和2年10月22日(木) 【於：松本市役所第二応接室】
イ 出席委員(五十音順)
伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、
高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員
 - (2) 選定審査の方法
施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。
そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。
ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 5 選定結果
別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

6 選定に当たっての委員の意見

(1) 松本市白骨温泉公共野天風呂

指定管理者制度新規導入施設であり、また、コロナ禍の状況が当分続く可能性が高いことから、当初想定できないやむを得ない事情により減収減益で赤字が続く場合は、市と十分協議して善処されたい。

(2) 松本市波田特産品直売所

ア 引続き、地場農産物を活用し、購買者の利便性の向上や施設の魅力を高める取組みを検討されたい。

イ ホームページを活用し、積極的な情報発信を行うなど、効果的な利用促進策を講じられたい。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市白骨温泉公共野天風呂	白骨温泉公共野天風呂湯守の会	<p>地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため。</p> <p>※当該施設は、地元要望に基づき地域の活性化を目的に建設された施設であること。</p> <p>※申請団体は、地域の実情に精通している白骨温泉の地元関係団体であり、当該団体が管理することにより、地域全体の観光案内や、旅館施設と一体となった利用を促進し、地域の活性化につながる。</p>	<p>R 3. 4 ～ R 6. 3 (3年間)</p>
松本市波田特産品直売所	松本市波田商工会	<p>地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため。</p> <p>※当該施設は、農産物の旬の情報等を発信し、特産品の販売等を通じ都市と農村との交流により地域の活性化を図ることを目的とした施設であること。</p> <p>※申請団体は、地域内外のイベントへ積極的に出展するとともに、オリジナル商品を作成するなど、地場産品を生かした観光宣伝に努め、地域活性化に寄与している。</p> <p>※また、市と協働して施設の維持管理の充実を図ってきた経過があり、地域の実情に合わせた管理運営を最小の経費で行い地域づくりに寄与している。</p>	<p>R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)</p>